

入 札 条 件 (工事請負用)			
工 事 名 (工事番号)	処理棟・守衛棟 屋上防水改修工事 (工事0701号)		
施 工 期 間	着工の日から令和7年12月26日まで(予定)		
開 札 日 時	令和7年7月10日(木) 午前10時00分		
今回の入札は下記の条件により行います。			
<p>1 共 通 事 項 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県契約規則(昭和39年規則第14号)を準用し、その他の法令、規則などに基づいて行います。</p> <p>2 条 件 事 項</p>			
入 札 方 法	郵便又は持参	予 定 価 格	27,071,000円
入 札 回 数	1 回	入 札 書 比 較 価 格	24,610,000円
入 札 保 証 金	免 除	最 低 制 限 価 格 (低入札調査基準価格)	設 定 非公表
契 約 保 証	奈良県契約規則 第19条準用による	最 低 制 限 比 較 価 格 (低入札調査基準比較価格)	非公表
入 札 書 宛 名	公社理事長	各年度における支払 予定額の割合	令和7年度 100 %

* 設計図書に対する質問は7月4日午後5時までに指定の方法にて提出してください。
質問に対する回答は7月8日(予定)から閲覧又はFAXにて行います。

3 入 札 辞 退 入札を辞退される場合は「入札辞退届」を提出してください。

受注者名		契約日	年 月 日
		着手日	年 月 日
請負代金額 (内、消費税相当額及び地方消費税相当額)	円	完成日	年 月 日
	(円)		

● 契約書類は落札決定後遅滞なく提出してください。

(公財) 奈良県食肉公社

目 次

1. 入 札 注 意 事 項
2. 提 出 書 類
3. 現 場 代 理 人 及 び 主 任 技 術 者 等 に つ い て
4. 工 事 実 績 情 報 登 録 [CORINS]
5. 下 請 負 を 使 用 す る 場 合 の 注 意
6. 建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 に つ い て
7. そ の 他

1. 入札注意事項

(1) 注意事項

- (a) 入札書の宛名は『(公財)奈良県食肉公社 理事長 福谷 健夫』です。
- (b) 入札書は、封筒に入れ、封書の表に「入札書在中」と明記し、併せて工事番号・工事名・工事場所・業者名及び開札日を記入してください。
封筒は、代表者の印で封印してください。
また、郵送にて提出の場合は上記の封筒を別途作成の送付用封筒に入れ、送付用封筒の表面に「工事名～に係る入札書 在中」と記入し、一般書留又は簡易書留で郵送してください。

(入札用封筒の記載例)

表	入札書在中	令和7年7月10日
	(公財)奈良県食肉公社 理事長 福谷 健夫様	
	工事番号	第〇〇〇〇号
	工事名	〇〇〇〇工事
	工事場所	〇〇〇〇
	業者名	〇〇〇〇
	代表者名	〇〇〇〇

裏	印	印	印
---	---	---	---

(送付用封筒の記載例)

〒639-1122 奈良県大和郡山市… 公益財団法人奈良県食肉公社
〇月〇〇日開札 処理棟・守衛棟 屋上防水改修工事に係る入札書
在中

- (c) 本工事の竣工期日は、令和7年12月26日(金)(竣工検査含む)までとします。
- (d) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (e) 落札者は、契約の締結に際しては、建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金共済組合に納付し、組合発行の発注者用掛金領収書を提出してください。

また、掛け金を納付した際に得た共済証紙は、対象になる労働者の共済手帳に貼付するとともに、工事現場の出入口又は現場事務所等現場労働者の見やすい所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」というシールを掲示してください。（シールは建設業退職金共済組合本・支部に常備されています。）

- (f) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者としますが、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合、入札に引き続き「くじ」を実施し、落札者候補者順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。また、「くじ」は当該入札執行事務に関係のない職員が引きます。
- (g) この入札は施工体制確認調査の対象工事ですので、別添提出書類一覧に示す書類に添付資料を添えて、令和7年7月11日（金） 午前10：00までに
（公財）奈良県食肉公社総務課あて提出してください。
落札候補者からの提出書類の審査、聞き取り調査（令和7年7月11日（金）
午前10：00）を行い、落札の可否を決定します。
- (h) 入札心得を熟読のうえ入札してください。
- (i) 設計図書及び現場説明書は、入札日に返却してください。

（2）質疑について

- (a) 質疑は、原則として別添「質疑書」にて受付します。
質疑書の提出は、下記受付時間内に持参又はFAXで提出してください。（FAXで提出された場合は、電話にて担当者へ送信確認をお願いします。）
なお、質疑がなければ質疑書の提出は不要です。
- (b) 受付日時
令和7年7月4日（金） 午後5：00まで
- (c) 質疑で見積金額に影響する内容がある場合は、令和7年7月8日（火）までに各社に回答書をFAXで送付し、それ以外の場合は、閲覧に供します。
閲覧期間は、令和7年7月8日（火） 午後1：00～午後5：00まで

<問い合わせ先>

連絡先	（公財）奈良県食肉公社 総務課
TEL	： 0743-56-6780
FAX	： 0743-56-6233
担当	： 平井・森内

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨を準拠して、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 8 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。

2 . 提出書類

提出先	書類名	部数	注記
総務課	◎着工時		
	1 工程表	2 部	
	2 工事（事業）着工届	1 部	
	3 現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届 現場代理人・主任技術者は経歴書添付 監理技術者・専門技術者は資格者証写し添付	1 部	・・・項目 3 参照
	4 建設業退職金共済組合掛金収納書	1 部	請負額が100万円未満は提出不要。 ・・・項目 6 参照
監督員	1 工事材料品質規格事前確認書	2 部	
	2 施工計画書	2 部	（監督員と協議のうえ作成）
	3 施工体制台帳及び施工体系図	1 部	
	4 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書 [CORINS]	1 部	請負額500万円以上の場合 ・・・項目 4 参照
	5 再生資源利用 [促進] 計画書	1 部	該当する工事の場合
総務課	◎工事開始前		
	1 配置技術者確認書 ※早期契約制度・フレックス工期契約制度の場合	1 部	工事開始(指定)日の14日前までに提出
総務課	◎竣工時		
	1 工事（事業）完成届	2 部	
監督員	2 工事記録写真、出来形管理表、出来形図、工事関係図（出来形測量図）及び工事報告書等の関係書類	1 部	
	3 完成写真	1 部	
	4 再生資源利用（促進）実施書	1 部	
	5 廃棄物管理表（マニフェスト）の写し	1 部	
	6 その他監督員が必要として指示した書類		
総務課	◎検査完了時		
	1 工事（事業）引渡書	1 部	
	2 工事請負金請求書	2 部	
監督員	3 登録内容確認書 [CORINS]	1 部	完了データ分 （500万円以上の工事に限る。）
監督員	◎手直し時		
	1 手直し工事完了届	2 部	
	2 手直し写真	1 部	

3. 現場代理人及び主任技術者等について

受注者は下記の者を選任して氏名、その他必要な事項を届け出てください。

現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができません。

主任技術者（監理技術者）の配置等の運用については、奈良県の「監理技術者制度運用マニュアル」のとおりです。

- ・ **現場代理人** …… 現場において受注者の任務の代行する者であり、工事現場に常駐し、その運営、取り締まり等を行います。
また、予定価格が1,000万円以上の工事（土木一式工事については500万円以上の工事）については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任しなければなりません。
資格 = a. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※
- ・ **主任技術者** …… 建設業者は請け負った建設工事を施工するために主任技術者を置かねばなりません。
工事の施工に際し技術上の管理及び指導を行います。請負代金額が**3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）は専任**でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※
- ・ **監理技術者** …… 特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）を下請け施工させる場合は監理技術者を置かなければなりません。請負代金額が**3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）は専任**でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者
c. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※
- ・ **専門技術者** …… 1式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするとき等は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者を工事現場に置かなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

※ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

直接的：「監理技術者資格者証」に記載されている所属建設業者のほか、技術者本人に対して「健康保険被保険者証」、当該建設業者に対しては「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」や「住民税特別徴収税額通知書」及び「当該技術者の工事経歴書」をもって確認。

恒常的：個別の入札案件について、所属建設業者が入札申し込みをした日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

4. 工事実績情報登録 工事実績情報システム [CORINS]

全国の建設企業の工事実績に関わる情報をデータベース化して、一元管理することにより、日本国内の建設工事に関する客観データを、広く提供することを目的として行われています。

受注・変更・完成又は訂正時において請負代金額が500万円以上の全ての工事が対象となります。

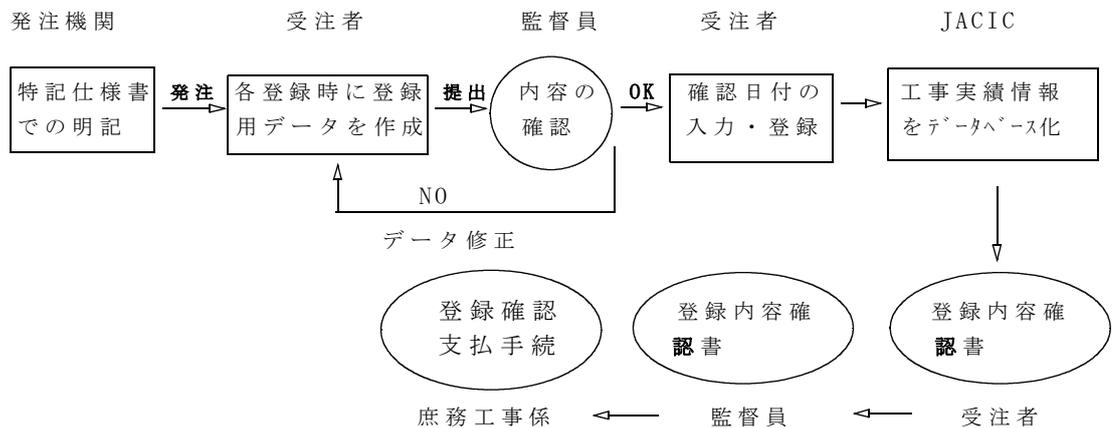
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としません。

受注者は、「コリンズ・テクリス登録システム」に基づき、「建設実績情報」を作成し監督員の確認を受けた後に、システムにより確認日付を入力・登録して、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督員に提出してください。

提出の時期は、以下のとおりです。

- (1) 受注登録時 = 契約締結後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (2) 変更登録時 = 変更時から10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (3) 竣工登録時 = 工事完成後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）

a. 手続きのフロー



b. 問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル4階
 (一財) 日本建設情報総合センター (JACIC) コリンズ・テクリスセンター
 TEL. (03)3505-0463 / FAX. (03)3505-8985

5. 下請負を使用する場合

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び奈良県契約規則で、一括下請は禁止されているとともに部分下請についても制限を加えられています。

これに違反した者は、営業停止等の行政処分の対象となります。

工事を施工するために下請契約を締結したときは、下記のことを行わなくてはなりません。変更・追加をしようとする場合も同じです。

- 施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
- 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

<お願い> 下請業者の選定は県内建設業者をお願いします。

6. 建設業退職金共済制度に関すること

この制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、法律にもとづいて設けられた国の制度です。

税法上、掛金の全額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われるので、事業主にとっても有利な制度です。

- a. **加入手続き** …… 事業所所在地の独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部の支部に「建設業退職金共済契約申込書」等を提出することにより行います。

◇勤労者退職金共済機構 建退共奈良県支部の所在地
〒630-8241 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内
tel 0742-22-3345 fax 0742-22-3346

- b. **証紙購入額** …… 証紙購入額は工事に従事する加入対象従業者の延べ就労日数に対応する額となっています。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することができる場合……延べ就労予定数の証紙を購入してください。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することが困難な場合……次頁の表を参考に、工種は主たる工事内容として算出してください。なお、この表は労働者の加入率を70%として算出しています。

工事種別 総工事費	土			木		
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税額及び地方消費税額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいいます。

建築、設備等の工事種別については、上記 a の勤労者退職金共済機構 建退共奈良県支部にお問い合わせください。

- c. **収納書提出** …… 受注者は契約締結後、1ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書のうち1枚（契約者が発注者へ）を提出してください。

ただし、請負代金額100万円未満は提出不要です。

- d. **標識の掲示** …… 工事現場の労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」シールを掲示してください。

7. そ の 他

○奈良県県土マネジメント部編「土木請負工事必携」の規定を熟読のうえ、工事施工にあたること。

◇<http://www.pref.nara.jp/35035.htm> 「土木請負工事必携」

◇「土木請負工事必携」の販売

〒630-8241 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内
(一社)奈良県建設業協会 tel 0742-22-3338

<お願い>

○県内産品の使用について

工事用に使用する建設資材、物品等は、県内で生産されるものを優先してご購入くださるようお願いいたします。

<お知らせ>

下記の事項については、奈良県の規程ですが、(公財)奈良県食肉公社においても、同様に適用しますのでご注意ください。

- ① 奈良県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。
- ② 談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から「工事費内訳書」を提出いただき、事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。
- ③ 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ④ 上記③(8)の届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- ⑤ 平成19年4月1日付の機構改革等により、契約締結権限の一部が知事から部局長又は各課（室）長に委任されています。ついては、一部の契約について、部局長又は各課（室）長が県の契約名義人になる場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - ⑥ 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本工事を受注しようとする者は、条例で規定さ

れる以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
- (2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。